

いじめ防止基本方針

令和3年4月

三好市立下名小学校

1 はじめに

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より引用

(2) いじめに関する基本認識

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

2 いじめ防止のための基本姿勢

- (1) 「いじめを許さない、見過ごさない」学校全体の雰囲気づくりに努め、些細な事象も見過ごさない。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を展開する。
- (3) いじめの早期発見、防止のため、「いじめ防止プログラム」により継続した実践を行う。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、家庭、関係団体、専門家等と協力し、組織として解決にあたる。
- (5) 重大事態の対応は組織的に行い、「重大事態への対応マニュアル」に基づく。
- (6) 事後指導を徹底し再発防止策を検討し実施する。

3 いじめ防止対策組織「下名小学校いじめ防止対策委員会」

(1) 組織の構成

全教職員（校長・教頭・担任・養護）

必要な場合は外部人材を加える（スクールカウンセラー・学校評議員・学校医等）

(2) 組織の役割

保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに，いじめに適切かつ迅速に対処する。

また，「いじめ防止基本方針」「いじめ防止プログラム」「学校重大事態への対応マニュアル」の実践，検証，修正を行う。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) わかる授業づくり・・・児童一人一人が達成感や充実感をもてるわかる授業の実践に努める。
- (2) 道徳教育の充実・・・「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように，教育活動全体を通じて指導する。
- (3) 体験活動の充実・・・他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に実施する。
- (4) 学級経営の充実・・・学級活動に，互いのよさを見つけたり考え方の違いに気づかせる活動を取り入れ，児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- (5) ネットいじめに対する対策・・・全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め，児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。また，県がネットパトロールを実施していることや罰則等についても指導を行う。
- (6) いじめが解決したとみられる場合でも，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意を払う。
- (7) 児童が被災し，避難所に避難した場合でも，互いに協力し，支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- (8) 「おごり」という名目で「強請」・「たかり」が行われている場合があるため，地域や保護者と連携し適切に対応する。
- (9) いじめ防止基本方針をホームページで公表するなど，保護者や地域住民の理解を得られるよう努める。
- (10) 校長室を教育相談室とし，必要に応じて，教職員の連携を促進するとともに，児童はもとより，保護者も気軽に相談できる教育相談体制を整備する。

- (1 1) 児童主体の「いじめ防止子ども委員会」を組織し、いじめを防ぐための、子ども主体の活動に取り組みさせる。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) アンケート調査の実施・分析・保護者への情報伝達
- ① わたしの気持ちアンケート（5月・9月・1月・必要な場合）
 - ② いじめノックアウトアンケート（7月・11月・~~9~~月・必要な場合）
 - ③ ネットアンケート（6月・夏季休業明け）
- (2) 教育相談の実施
- ① 個人懇談・・・夏季休業日中（4月参観日）
 - ② 緊急時の相談（教育相談の要請があった場合や必要が認められたとき）
- (3) 日記や連絡帳の活用・・・児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築
- (4) いじめ防止に関する研修の実施（年1回以上）・・・教職員の資質向上
- (5) 平時の情報交換（けんか、ふざけ合いやけが等にも留意）

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
- ① いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- (2) 重大事態への対応
- 「重大事態への対応マニュアル」に従って迅速に対応する。

7 取組の評価

いじめ問題への取組について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価を行う。その結果を踏まえPDCAサイクルの考え方に従い、取組内容等の見直しを図り、いじめ問題についての取組を推進する。

8 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

下名小学校いじめ対策委員会において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を行い、対応方針を定める。全職員との共通理解のもと一人一人の役割分担を明確化して組織的に対応する。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

いじめられた児童を徹底して守り、安心して教育が受けられるための措置を速やかに行う。本人や保護者の気持ちにより添い、必要な情報を適切に提供したり、要望や相談に適切に対応したりする。特に配慮の必要な児童の指導については、当該児童の特性に応じた支援を行い、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

毅然とした対応で行為に対する十分な反省を促し、保護者への理解と協力を得る。

(4) 他の児童への指導

傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめを許さない」との意識を徹底させる。

(5) 教育委員会への報告と連携

市教委へ学校長が報告し、適切な連携を図るとともに必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。

(6) 外部専門家及び関係諸機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は早期に警察に相談し対応を図る。ネット上のいじめに関しては法務局に協力を求める。

(7) いじめ解消の状態

いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていない状況が、少なくとも3ヶ月間は続いていることを目安にする。判断に関しては下名小学校いじめ防止対策委員会において組織的に行うこと。

いじめへの対処の流れ

(1) いじめの訴え，いじめの情報，いじめと思われる状況の発見（発見者）

- いじめに発見した場合は，速やかに対応（制止・事情聴取等）
- 担任等，関係職員へ連絡

(2) 関係児童からの事実の確認（担任等，関係職員）

- 児童の話は共感的に聞き，事実を的確に把握（いじめの判断は複数で）

(3) 管理職への報告・連絡，対応方針の決定

- 管理職への報告・連絡
- 対応方針を定め，組織的に対応（全職員の共通理解・役割分担）

他の児童への指導

- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ，「いじめを許さない」との意識を徹底

関係機関との連携

- 市教委へ学校長が報告し，適切な連携を図るとともに必要に応じて出席停止措置の適用を要請
- 犯罪行為は早期に警察に相談
- ネットいじめは法務局に協力依頼

いじめられた児童，保護者への援助

- 被害児童を徹底して守り，安心して教育が受けられる措置を速やかに行う。
- 本人や保護者の気持ちにより添い，必要な情報を提供し，要望や相談に対応。
- 配慮の必要な児童の特性に応じた支援。
- 家庭訪問は原則として複数教員で行う。

いじめた児童，保護者への指導・助言

- 毅然とした対応で行為に対する十分な反省を促し，保護者への理解と協力を得る。
 - ・謝罪方法などを一緒に考える。
 - ・いじめの背景について考える。
- 家庭訪問を原則として複数教員で行う。

継続指導，解決へ

- 解決の判断に関しては，いじめ防止対策委員会において組織的に行う。
(いじめられた児童が心身の苦痛を受けていない状況が3か月以上続いていることを解決の目安にするが，その後も，組織全体で見守る。)

いじめ防止プログラム

令和3年4月

三好市立下名小学校

| | 教職員（対策委員会） | 児童（子ども委員会） | P T A・地域 |
|-----|---|--|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針等共通理解 ・児童に関する情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問及びP T A総会(方針概要説明) |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・私の気持ちアンケート | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会広報活動支援 ・アンケート分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会広報活動① ・ネットアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議委員会 ・ネットアンケート |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめK Oアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針等の見直し ・アンケート分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・ネットアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ネットアンケート |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・私の気持ちアンケート | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童会集会活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童会「集会活動」 | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめK Oアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議委員会 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針等の見直し | | <ul style="list-style-type: none"> ・人権参観 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・私の気持ちアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童会集会活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会広報活動② | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議委員会 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針等の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・活動の振り返り | |

重大事態への対応マニュアル

令和3年4月

三好市立下名小学校

- ① 学校は、重大事故が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 教育委員会の判断により、学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ※教育委員会が主体となる場合は、資料の提供など調査に協力する。

★いじめ事案発生

<組織的に><情報収集と整理><共通理解>

(1) 組織員の構成

①既存の学校いじめ対策組織

調査組織構成：校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・他全教職員

②外部人材を加えた組織

調査組織構成：スクールカウンセラー・学校評議委員・学校医

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

II 所管教育委員会に報告

- ・学校または学校設置者のどちらが主体になるかを判断

III 調査組織を設置（学校が調査主体の場合）

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童、保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・次の①又は②のどちらかが調査の主体となるかを決定する。

①既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

②調査を行うための第三者組織（スクールカウンセラー・学識経験者・精神科医）

IV 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供

- ・調査前に被害児童、保護者に①から⑥を説明する。

- ・被害児童，保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童，保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する。

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

①文書情報の整理

②アンケート調査の実施

③聞き取り調査の実施

④情報整理

VI 調査結果を所管教育委員会に報告

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる。

- ・被害者児童に対して事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害者児童が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。
- ・報告書のとりまとめをする。